

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	電子決済手段等への対応	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6228 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 近年、金融のデジタル化等が進展する中で、米国等を中心に、法定通貨と価値の連動を目指す電子的な支払手段として、いわゆるステーブルコインが発行され、発行者とは別の仲介者を通じた流通が進んでいる。 我が国の現行制度は、こうした法定通貨建てのステーブルコインについて、発行者と仲介者が別々の主体となることを想定した設計とはされておらず、国際的に議論が進むステーブルコインに対する規制・監督の適用関係が明確でない状況にある。 こうした状況を踏まえ、金融イノベーションを促進しつつ、利用者保護やマネロン等対策を適切に行うための規制・監督の適用関係に係る施策が必要であり、こうした措置を講じなければ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるおそれがある。</p> <p>【内容】 法定通貨と価値の連動を目指す電子的な支払手段のうち既存のデジタルマネー(預金・未達債務)と同様に送金・決済手段として利用できるものや、既存のデジタルマネー(預金・未達債務)に関し、それらの発行者と利用者との間に立ち、売買等の行為を行う仲介者について、登録制(電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業)を導入する。 また、信託財産の全額を円建ての要求払預金で管理することを前提とする等の必要な利用者保護措置がとられる信託受益権について、金融商品取引法上の開示規制等を適用しないこととし、そうした信託受益権を発行する一定の信託会社等(特定信託会社)が、届出により、為替取引を業として営むこと(特定資金移動業)を可能とするため、必要な制度改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等 銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等(信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置) 金融商品取引法第2条等、資金決済法第37条の2等 預金保険法第37条等 犯罪収益移転防止法第2条等 ※以上、全て改正案
想定される代替案	本案では、電子決済手段等取引業者・電子決済等取扱業者や特定信託会社に対し、一定の体制整備義務(利用者の保護を図り、業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置)を求めているが、代替案では、これを求めないこととする。	
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合
	(遵守費用)	電子決済手段等取引業又は電子決済等取扱業を行おうとする者において、登録申請に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。 特定資金移動業を営もうとする特定信託会社において、業務の内容・方法等の届出に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。
(行政費用)	登録審査に係る費用が発生する。また、電子決済手段等取引業者又は電子決済等取扱業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。 特定資金移動業を営もうとする特定信託会社からの届出の受理に係る費用が発生する。また、特定信託会社に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。	適切な体制整備がないことに伴う監督上の対応に係る費用が増加する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	ステーブルコインについての規制・監督の適用関係が明確となることで、送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通による資金決済が実現する。	適切な体制整備が図られないことにより、利用者保護・マネロン等対策の観点から問題のある資金決済が行われ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるリスクが生じる。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通により、利用者利便の向上や金融イノベーションの進展を通じて、我が国の資金決済制度が安定化及び効率化が図られる。	—
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	本案では、送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通による資金決済の実現、利用者利便の向上や金融イノベーションの促進、資金決済制度の安定化及び効率化といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。	
その他関連事項	—	
事後評価の実施時期等	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。	
備考	—	